

移民二世の進路

— 日本社会の「内なる国際化」に呼応する政策

持丸 邦子

城西大学 現代政策学部

要 旨

日本政府と地方自治体は、国内の国際化の新たな段階である移民時代に対応するために政策を再考する必要がある。移民二世に対する政策は、日本語や教科学習の支援だけでなく、キャリア形成の支援にまで及ぶ必要があるかもしれない。教育委員会や自治体の関係部門、あるいは日本語学習支援から外国人住民と長い歴史を持つ国際交流協会のいずれにおいても、現状の政策は理想とはほど遠い。貴重なグローバル人材である二世の存在に気づいていないのかもしれない。その代わり、彼らは日本のグローバル化のために、海外からの留学生や人材に目を向けているのが実態である。

キーワード：外国ルーツの子どもたち、移民二世、内なる国際化、グローバル人材

はじめに

筆者は埼玉県内で外国人の日本語支援に40年近く携わってきた。2006年ころからは、その第二世代である「外国ルーツの子どもたち」の日本語や教科学習支援をしてきている。その子どもたちは、高校卒業まで何とかこぎつけるけれども、就職先は同じ民族コミュニティ内であったり、あるいは、非正規の仕事であったり、の状況である。もっと幅広い選択肢があっても良いのではないか、日本では働き手が不足しているというのに、その能力が過小評価されているのではないか。

日本では、社会の中にいる外国人は、大企業に引き抜かれてきた外国人幹部や、大学や日本語学校への留学生、という認識が強く、子どものころから日本にいる、いわゆる「外国ルーツの子どもたち」、つまり移民二世への視点が欠けている。こちらの方が代代的に幅広く、積算されて、人口も増えていく、という事実が認識されていないのは残念である。

日本経済新聞が2023年11月20日、21日、22日と「外国人労働者政策の進路」⁽¹⁾と題して、シリーズで特集しているが、その対象は技能実習生であり、外国人の被雇用者で実際に割合の多い在留資格で働いている外国人への言及は少ない。もちろん、今後、技能実習の在留資格での家族滞在を大幅に認めていくということでは、重要な研究視点ではあるが、この特集にも移民二世についての言及はない。

では、「外国ルーツの子どもたち＝移民二世」の存在をより身近に感じている地方自治体ではどうなのか。日本社会の「内なる国際化」を認識した政策が地方自治体にあるのかどうか、というのが、筆者の研究動機である。

筆者の専門分野は経営学の中での「国際比較労務論」であり、かつて、日本がバブルを謳歌し、その後も海外への直接投資を進めていた1980年代後半から1990年代にかけて、自動車産業の人的資源の育成・管理を研究していた頃にも「内なる国際化」が研究焦点となっていた。この場合は、企業内での「内なる国際化」である。海外進出した先で雇用し、昇進してきた現地人の本社への異動や経営幹部への登用のことであった。その頃、調査でオーストラリアに行った際、ベトナム人の勤勉ぶりを米国企業の現地管理職が礼賛していたことを覚えている。

移民立国と言われている米国が多くの移民を受け入れていたときの映像フィルム⁽²⁾には、自動車工場で働くヨーロッパからの移民に英語を教えている場面が映し出されている。1920～30年代のことである。100年前の米国が今の日本ということだ。

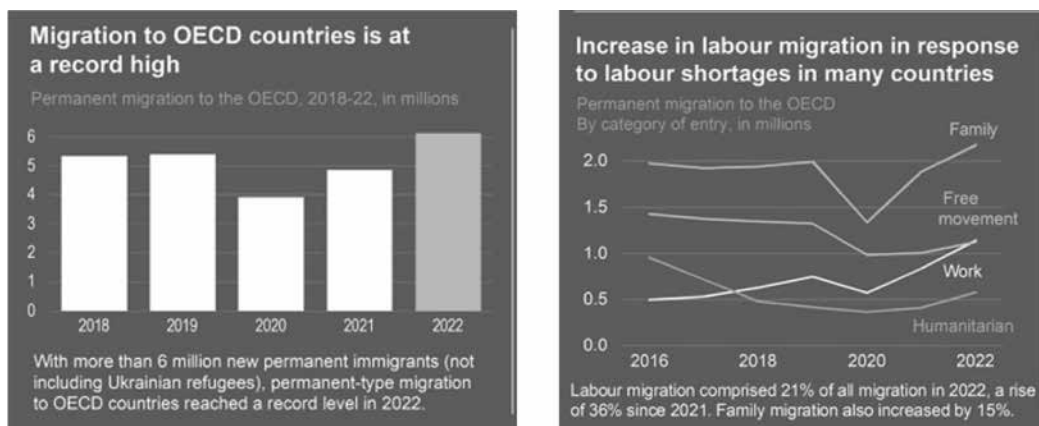
日本政府は「移民」という言葉を一部の与党支持者に遠慮して使わないが、実質的に、今は日本は移民社会となりつつある。ここでは、「外国ルーツの子ども」と「移民二世」という二つの用語をその場面で対象となる年齢に応じて混在して使うが、日本社会の現況を認識するために、「移民二世」の方を多く使うことになる。

移民二世がキャリアを追求するにあたって、さらに問題となるのが、「国籍条項」である。国家の安全に関わる職種以外で、日本国籍がないと就けない職種についても言及する。

1. 世界の中の日本への移民

世界の移民状況を毎年報告しているInternational Migration Outlook (OECD) の最新版(2023)によると、コロナの感染拡大による入国制限が各国で解除されてきた2022年には、OECDへの

図表1 OECD加盟国への移民の状況 (Key facts and figures-Infographic)⁽³⁾



International Migration Outlook 2023 (OECD)

移民が史上最高を記録している。多くの OECD 加盟国で、移民が労働者不足解消の手段として期待されており、労働ビザと、それに伴う家族の在留資格での入国者が増えていることが報告されている（図表 1 参照）。日本は 2022 年 1 年間の入国移民（長期滞在）数では OECD 38 カ国（国際標準統計、国内統計の両方に基づく国を含める）中 17 位、105.8 千人となっている。第 1 位は米国であり、日本の約 10 倍であった⁽³⁾。

2. 増え続ける外国ルーツの子どもたち

移民二世は「家族滞在」ビザで来日する。あるいは、家族訪問ビザで来日したのち、「家族滞在」ビザに変更する。いずれにしても、保護者がいないと日本に滞在することはできない。

在留資格の世帯内の組み合わせが分かるようなデータは発表されていないが、「家族滞在」との組み合わせとして可能性が高いのは、家族滞在の国籍別在留数を見ると、移民二世の保護者はこの「国際・技術」在留資格が多いことが予想される。筆者の周りには、この他に料理人や特定の熟練技術者として「技能」の在留資格を持つ親が多い。

コロナパンデミック中の入国制限が解除されたことから、2023 年になって、在留外国人数の急増が見られている。総数として、300 万人を突破して、2023 年 6 月末の時点で約 322 万人となっている（出入国在留管理庁、2023。）⁽⁴⁾。

日本の魅力が低下して、長期的には、日本に仕事を求めてやってくる外国人が減ってくることが予想されているが、末端の日本語教室から見ていると、世界情勢の不安定化によって、現在は、日本につてのある外国人が、母国にいる親族を呼び寄せ始めている傾向が見られる。特に紛争当事国からの来日が増えており、日本での定住を望んでいる。また、中国からは、一時来日数が減っていたが、最近若者の失業率が高くなっており、また、大学への熾烈な進学競争を避けてやってくる高校生くらいの年齢の若者が増えている。

3. 日本語支援の状況

どの国においても、学習を理解するためにはその国の学習言語習得が必須である。日本での状況を小中高校、各々の段階で概観する。

3.1 小・中学校（義務教育）

日本は国連の「子どもの権利条約（日本政府訳は児童権利条約）」を批准しているにも関わらず、義務教育を日本国籍者のみに限っている。これは、日本国憲法にある「国民の義務として子どもの教育があげられている」からだと言われているが、そもそも、日本国憲法は英文を訳した際に、“People”を「人民」や「市民」とせず「国民」とした⁽⁵⁾ことが第一の原因である。また、たとえ、日本国民に限ると明記されていたとしても、国際法の批准に当たっては、国内法をその

批准した国際法に合わせなければならないことが国連でのルールであるが、日本政府はその作業を怠ってきた。それが変わったのが、2020年7月1日に文科省から出された「**外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針**」⁽⁶⁾である。文科省が全国の教育委員会に向けて、外国籍未就学児童の就学促進を指示したために、コロナ明けや入国制限明けに外国籍児童生徒の就学率大幅アップとなったようだ。

併せて、前年に策定された「日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第48号）」⁽⁷⁾に基づいて、小中学校における日本語指導の推進が求められている。児童生徒の日本語教育を研究している「子どもの日本語教育研究会」や、コロナ感染拡大中には東京学芸大学、東京外国語大学、愛知教育大学、また、小学校の日本語教育を担当している教員が中心になって組織しているNPOなどがオンラインで日本語教育についての研修会を実施し、全国に知見を広めてきたが、各地方自治体による格差は存在し続けており、この格差は将来の移民二世のキャリア形成に影響を与えること必至である。

3.2 高等学校での日本語支援

日本では、ほぼ100%が中学校を卒業すると高等学校に進学している。この状況が「日本語指導が必要な生徒たち」には届いていないことが「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査結果の概要（速報）」（文部科学省総合教育政策局国際教育課）⁽⁸⁾で判明している。高校生になると、自分の将来を本格的に考え始めるが、ここに達しない子どもたちが外国籍の場合には多い、という結果が出たものの、この調査結果は「対象となる高校生の人数把握が不正確である」ことを示しており、高校進学ガイダンスを実施しているNPOや各種団体の全国交流会などで、問題となっている。2019年6月施行の日本語教育推進法により、高等学校における日本語教育支援の地域間格差縮小のために、特別の教育課程「日本語」をカリキュラムに取り入れることができるようになったが、未導入の高校が多い。一方で、すでに学校設置科目として「日本語」を正式科目にしている学校もあり、依然、全国格差は大きい。

日本語力のアップは、将来の職業選択肢を増やすために、たいへん重要である。

3.3 キャリア支援

就職に必要な日本語力は日本語能力検定試験N2程度と言われるが、それを取得できる日本語力がついている高校生がどのくらいいるかは不明である。高校入学直前で来日した場合であっても、取得できる生徒もいれば、小さい年齢で来日しても、家庭での言語環境や学校や地域でのサポート体制、また、個人の学習意欲により、日本語力が十分についていない場合もある。

日本語力の不足のために高等学校までの学習内容が理解できていないと、就職には不利になる。

海外では、コロナ中に学校が閉鎖したままであったり、オンラインでの学習では十分に学力が身につかなかったり、という状況があり、学力不足のまま入国してくる、特に南アジア地域の子どもたちが目立っている。高校卒業までに、学力の補強が追い付くかどうか懸念される。

「都道府県立高校（市立高校の一部を含む）における外国人生徒・中国帰国生徒等に対する2023年高校入試の概要」⁽⁹⁾が、高等学校での日本語支援やキャリア支援を含めた各都道府県での移民二世への教育政策を明らかにしている。

4. 移民二世とグローバル人材

日本国内の労働力不足により、近年、「人材のグローバル化」が盛んに言われるが、その内実について、移民二世との関わりで議論したい。

4.1 グローバル人材育成の中核

「はじめに」で言及したように、移民二世の存在は、これまでは日本語支援の対象だけだったが、最近、雇用の対象として取り上げている研究論文が出始めている。

「日本の外国人労働者と労働市場構造：これまでの整理とこれからの論点」（山口壘、2022年3月）⁽¹⁰⁾と題されている労働政策研究・研修機構でのディスカッションペーパーでは、彼らへの教育が重要だと指摘されている。同感だ。

また、海外から「外国人の間での雇用差別」に焦点を当てた論議がされ始めた。日本企業での就職のために海外から来日する外国人は移民二世より厚遇されている、という議論だ（早稲田大学移民研究会、2023）⁽¹¹⁾。

こうした社会の状況は、かつての日本企業の中で、人材の国際化と言えば、日本人の海外派遣者しか考えられていなかった状況に似ている。その後は、海外で雇用した外国人材の本社への異動も行われるようになり、本社の管理職になる人材も出てきて、社内の「内なる国際化」と言われた。しかし、日本で雇用される日本在住の外国人材の存在はまだ、大きくはなっていない。特に大企業において、そうした動きは目立っていない。外国人材が企業を中心となっているのは、むしろ中小企業である。

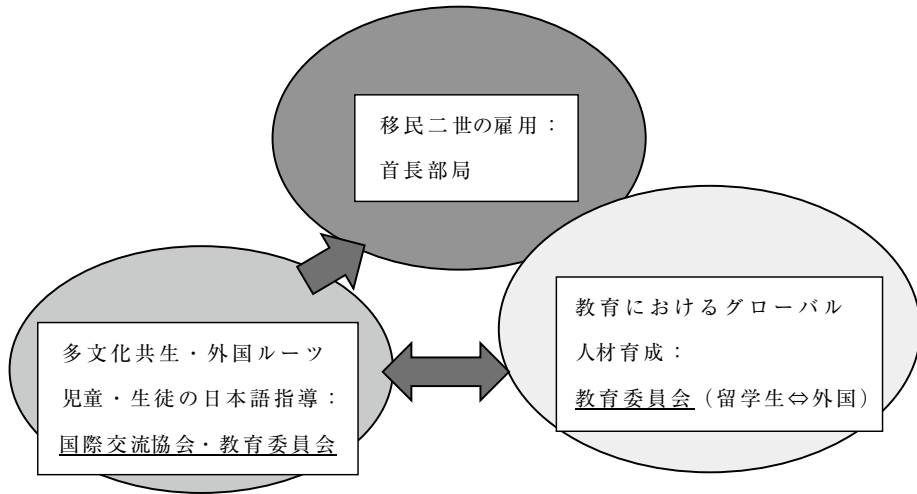
4.2 移民二世への施策：地方自治体比較

中小企業や移民二世の身近にある地方自治体の施策は、関連する担当部署が相互に関係することで、移民二世が日本社会のグローバル人材として活躍できるためのキャリア支援が有効に機能すると考えられる。この考え方を図式化したのが図表2「移民二世のキャリア支援の相関図」である。

調査対象とする地方自治体は、2023年6月末時点で外国籍人口の上位5位まで（出入国管理庁、2023）⁽¹²⁾の都府県および首都圏、そして、日系移民の受け入れ先として、先進的な取り組みをしてきた静岡県の計10である。

調査は、キャリアについて、より現実味を帯びてくる高校生に関して、以下の大きな2項目について行う。

図表2 移民二世のキャリア支援の相関図



- 1) 移民二世高校生たちへの高校での対応
日本語および教科学習支援／キャリア教育の有無
- 2) 地方自治体の各部局は移民二世をグローバル人材の対象と認識しているか。
教育委員会／産業局／国際交流協会

1) については、先述した「都道府県立高校（市立高校の一部を含む）における外国人生徒・中国帰国生徒等に対する 2023 年高校入試の概要」の結果を引用する。この調査では、高校入学後の支援の内容を次の 8 項目について調査し、各自治体が支援している項目の数を記載し、さらに補足事項を記述している。

- A. 教育課程に位置づけられた日本語授業（学校設定科目や個別対応授業など単位として認定されるもの）の実施。
- B. 教科学習において個別対応や習熟度別の授業を実施
- C. 母語（継承語）保持のための授業の実施
- D. 担当教員の加配
- E. 日本語の授業などの講師や支援者の雇用
- F. 母語（継承語）の支援のための講師や支援者の雇用
- G. その他外部支援者（コーディネーターなど）の雇用
- H. 日本語指導が必要な生徒を対象としたキャリア教育（出口支援）

A から G を日本語・教科学習支援として、H をキャリア教育として記入する。

- 2) については、教育委員会、首長部局、国際交流協会それぞれで、移民二世高校生たちが

その対象となっているか否かを○△×と評価する。移民二世たちを「内なる国際化」の主役にとらえているか否かが把握できる。

教育委員会は移民二世を社会へ送り出す側、首長部局は産業部局や労働部局として受け入れる側、そして、国際交流協会をここに加えた意義について、次に説明する。

外国人を交流の対象として考えていた時代に創設された半官半民のような組織として国際交流協会があり、その後の外国人人口の増加に伴って、その活動を、日本語学習支援を含む外国人支援にも広げてきた。つまり、社会において在留外国人の存在を最初に認識してきた組織が国際交流協会であり、移民二世への対応状況の変化の兆しが、そこに表れてくるかもしれない。

以上の1)と2)をまとめたのが図表3である。

図表3 都道府県別・外国ルーツの子どもたちへの日本語・教科学習支援／グローバル人材の対象

都道府県	在留外国人人口（全人口／割合％：在留外国人統計2024.6.30または7.1 ⁽¹²⁾ ／日本語指導が必要な児童生徒数 ⁽⁸⁾ ／順位：2021年度）	1) 外国ルーツの高校生への高校での状況		2) 移民二世はグローバル人材の対象と認識されているか。		
		日本語および教科学習支援	キャリア教育の有無	教育委員会	首長部局	国際交流協会
東京都	627,183 (14,094,034/4.44/4,646 ③)	6	○	×	×	×
愛知県	297,248 (7,481,863/3.97/12,738 ①)	5	○	△	×	×
大阪府	285,272 (8,774,739/3.25/4,094 ⑤)	8	○	×	×	×
神奈川県	256,738 (9,233,545/2.03/7,298 ②)	7	○	×	×	○
埼玉県	221,835 (7,332,932/3.03/3,732 ⑥)	3	×	△	×	△
千葉県	192,443 (6,275,462/3.07/2,633 ⑦)	4	×	×	×	×
茨城県	85,858 (2,828,086/3.04/1,671 ⑧)	5	○	×	×	×
栃木県	No Number (1,897,361/ /882 ⑩)	0	×	×	×	△
群馬県	61,545 (1,901,907/3.24/1,473 ⑨)	4	×	×	×	×
静岡県	110,354 (3,558,456/3.10/4,258 ④)	1	○	×	×	△

人口統計：2024年6月30日または7月1日現在の数値（各県のHP）

基礎的データとして、在留外国人人口は移民二世への政策に影響を与えると考えられるため、重要である。元の資料（在留外国人統計、2023）⁽¹²⁾では、在留外国人人口のみが掲載されていたが、その比率も重要なため、（ ）に、2024年6月末あるいは7月1日の人口と外国人人口の割

合、また移民二世全体をカバーしているわけではないが、参考のために日本語指導が必要な児童生徒の人口を掲載した。

4.2.1 高校での日本語および教科学習支援／キャリア教育：図表 3-1)

図表 3 の 1) の中で○の数が 5 以上だった都府県の状況は、筆者の各自治体の HP 検索からも明らかになっている。その一部を紹介する。

東京都：外国につながる非常に細部にわたる支援情報が都教育委員会のウェブサイト⁽¹³⁾に掲載されている。

愛知県：全国で最も多くの日本語指導を必要とする児童生徒が在籍している愛知県でのサポート体制は整っていることが文部科学省「第 1 回 日本語教育推進関係者会議」での発表文書「愛知県の学校教育における日本語指導について」⁽¹⁴⁾からわかる。また、それ以上に対象の児童生徒が急増していることが「令和 5 年度愛知県義務教育問題研究協議会」⁽¹⁵⁾での協議資料からわかる。

大阪府：「帰国・渡日児童生徒学校生活サポート」のサイト⁽¹⁶⁾に詳しい情報が掲載されている。母語での学習に関する情報も掲載されている。「外国ルーツ」ではなく、「渡日」という用語を使っているのは、大阪の長い在日朝鮮韓国人支援の歴史の特徴であろう。その在日教育の伝統は、母語教育まで行う大阪府立門真なみはや高等学校（総合学科）の渡日生の教育に関する指針⁽¹⁷⁾にも表れている。

神奈川県：『外国につながるある児童・生徒への指導・支援の手引き（改定版）～多文化共生社会を目指して』（神奈川県教育委員会、2020. 7）⁽¹⁸⁾。が詳細にわたって記述している。

筆者の住む埼玉県の評価は低い。県内の移民二世の出身国籍の構成が大幅に変化したのにも関わらず、それを反映した支援の取り組みが HP からは見えてこないのが大きな問題である。『彩と武蔵の学習帳』⁽¹⁹⁾ができた当時は教科学習の理解までを目指したものとして高い評価を得ていたようであるが、その翻訳版も現在、子どもが多くなっているベトナム語はない。

4.2.2 グローバル人材の対象：図表 3-2)

HP に掲載しているグローバル人材についての記述から、移民二世がグローバル人材として認識されているかどうかを教育委員会、首長部局、国際交流協会、各々について、○△×で示す。

4.2.2.1 教育委員会

東京都：「東京グローバル人材育成指針」（2022. 3）⁽²⁰⁾に移民二世をグローバル人材ととらえている記述はない。

愛知県：「愛知県の学校教育における日本語指導について」⁽²¹⁾から、教員採用試験で、外国語堪能者選考を行っていることが分かるが、そこで移民二世の応募者がいるか、あるいはいても選ばれているかどうかは不明である。

大阪府：「大阪府在日外国人施策に関する指針」（2023.5改正）⁽²²⁾によると、大阪では、在日朝鮮・韓国人への差別をなくす長年の人権施策が今日の移民二世への施策につながっていることがわかる。

神奈川県：「令和5年度 学校運営に係る取組方針【高等学校版】」⁽²³⁾に「○グローバル人材の育成」の項目があるが、英語についての言及のみである。

埼玉県：「魅力ある県立高等学校づくりの推進」の1項目として「グローバル人材育成分野」があり、そこに高等学校への日本語支援員派遣事業である「多文化共生推進事業」が掲載されている⁽²⁴⁾。一方、「令和5年度 埼玉県教育行政重点施策」⁽²⁵⁾には、そのような記述がない。また、対象者のキャリア育成に関する記述もない。

千葉県：県立高校改革推進プラン 第1次実施プログラム（案）（2022.7.20）⁽²⁶⁾において、グローバルスクールなるものの設立計画を挙げているが、外国ルーツの子への言及はない。

茨城県：「次世代グローバルリーダー育成プログラム」⁽²⁷⁾

栃木県：「県立高校のあり方検討会議 提言」⁽²⁸⁾でのグローバル人材教育としては、国際バカロレアの導入に言及されているのみである。

群馬県：「令和5年度 教育委員会運営方針」（2023.3）⁽²⁹⁾における外国ルーツの子どもたちへの言及は日本語教育のみである。

静岡県：「ふじのくにグローバル人材育成基金」⁽³⁰⁾による事業に移民二世を対象としたものはない。

4.2.2.2 首長部局（ここでは、外国ルーツの子どもたちの年齢幅を広くとり、すべて「移民二世」と表現する。）

東京都：HPの「産業・雇用」分野に移民二世の雇用などについての言及はない。

愛知県：「あいちグローバル人材育成事業」⁽³¹⁾の記述からは、移民二世はグローバル人材として認識されていない。

大阪府：「第2期大阪府まち・ひと・しごと創生総合戦略」（2023.8一部改訂）⁽³²⁾から、移民二世をグローバル人材として見るという視点は見えない。

神奈川県：「かながわ国際施策推進指針（第4版）」⁽³³⁾における「グローバル人材」の項目に、移民二世が対象とされている記述はない。

埼玉県：グローバル人材育成センター埼玉⁽³⁴⁾は、（公財）埼玉県国際交流協会が運営している。そのHPでは、まだ移民二世をグローバル人材として掲載していない。

千葉県：総合企画部政策企画課「千葉県総合計画 ～新しい千葉の時代を切り開く～」⁽³⁵⁾に

において、移民二世をグローバル人材として認識している記述はない。

茨城県：第2次茨城県総合計画～「新しい茨城」への挑戦 2022-2025（政策企画部計画推進課総合計画）2023.12.1⁽³⁶⁾：移民二世への言及は日本語指導のみ。

栃木県：「とちぎ創成15戦略」⁽³⁷⁾において、移民二世への言及はない。

群馬県：「教育イノベーションプロジェクト」（2023）⁽³⁸⁾において、グローバル人材育成は留学、海外研修のほか、ICTを活用した国際理解教育がイメージされており、移民二世への言及はない。

2023年から試験的に県職員の採用基準から「国籍条項」を撤廃する予定だったが、延期となっている（朝日新聞デジタル、2022.10.4）⁽³⁹⁾。

静岡県：公益社団法人静岡県国際経済振興会（SIBA）⁽⁴⁰⁾がグローバル人材交流会を開いているが、対象として、移民二世への言及はない。外国人留学生のみである。

4.2.2.3 国際交流協会

東京都：（公財）東京都つながり創生財団⁽⁴¹⁾（2020.10.1東京都国際交流協会から事業移管）

愛知県：（公財）愛知県国際交流協会⁽⁴²⁾

大阪府：（公財）大阪府国際交流財団⁽⁴³⁾

神奈川県：（公財）かながわ国際交流財団⁽⁴⁴⁾には、「外国につながる若者」つまり「移民二世」を保育士として活用することが明記されている。画期的なことであるが、実際に機能しているのかどうかは、調査しきれていない。

2015年 保育士を目指す外国につながる若者の将来を支える「神遊協・神福協奨学金」設立

外国につながる若者の将来を支える事業に着手。神奈川県福祉事業協会の助成を受け、横浜YMCAとの協働により「神遊協・神福協（かなゆうきょう・かなふくきょう）奨学金」を創設。複数の言語・文化の中で育ってきた外国につながる若者が、多文化性を活かした保育士として地域社会で活躍できるよう人材育成を行う。

埼玉県：（公財）埼玉県国際交流協会⁽⁴⁵⁾ グローバル人材育成センターを内包しており、2023年に高校生と大学生をボランティアとして子どもの日本語教室に派遣したところから、移民二世とのつながりができて、将来的にグローバル人材として認識してもらえる可能性あり。

千葉県：（公財）ちば国際コンベンションビューロー 千葉県国際交流センター⁽⁴⁶⁾

茨城県：（公財）茨城県国際交流協会⁽⁴⁷⁾

栃木県：（公財）栃木県国際交流協会⁽⁴⁸⁾外国人雇用項目あり（移民二世への言及なし）

群馬県：（公財）群馬県観光物産・国際協会⁽⁴⁹⁾

静岡県：（公財）静岡県国際交流協会⁽⁵⁰⁾「定住外国人」（移民二世も想定される）を企業に紹介。

以上、HP上だけではあるが、日本には、数十万人（推定）もの移民二世が住んでいるにも関わらず、その存在は日本語指導の対象だけであり、教育委員会も、地方自治体の産業部局も、これまで国際交流の時代から、国内に住む外国人の日本語支援、生活支援、と幅広い活動を進めてきた国際交流協会も、グローバル人材とは見ていないことが明らかになった。これは、日本にとって、たいへんに大きな損失である。移民二世の潜在能力に本気で注目し、伸ばすことが移民二世のみならず、日本社会にとっても有益なはずである。

このように心もとない現状ではあるが、多文化の中で生活してきた移民二世にこそ担える職種の一つとして、神奈川県での保育士育成の事業のような事例もある。

ただし、ここに「国籍条項」という、もう一つの壁が存在する。

4.3 移民二世の活躍に向けて

これまでも、移民二世に活躍の場がなかったわけではない。

たとえば、芸能人・スポーツ選手・タレント・ポケモンゴー開発者など名前が出る有名人はいる。しかし、それは、日本人にとってもほんの一部の職種であり、だれもがなれるわけではない。もっと、一般的な企業人や組織人として、移民二世に活躍の場を提供することが求められる。

これまで、移民二世はどのように日本社会で職を得てきたのか。職種についての調査はないが、筆者がこれまで身の回り、また、数々の研究会の中で見聞きしてきたところによると、多くは、その父母は日本語が不自由なまま、母国の料理の料理人、あるいは、経営者として中古車販売を行い、輸出入に携わる。そして、日本語で教育を受けている子どもたちはつたない日本語であっても親の通訳をしながら、親や親せきの仕事をしていく。そうした職にない親の場合は、建築現場などで働く。子どもたちの口から、よく「げんば」という言葉が出る。それらもちろん大切な仕事、なくてはならない仕事であるが、世の中にはもっと多くの職種があり、一般の日本人の子どもたちにはより多くの職業選択肢がある。

また、そうした仕事は非正規であることも多く、保護者の帯同者としての「家族滞在」の在留資格から抜け出られず、何かの理由で親がいなくなると、子どもたちも日本に居住することができなくなり、母国に帰っても、不自由な生活環境に置かれる可能性が高い。

日本で教育を受けてきた移民二世が日本社会の中で、もっと安定した生活をするためには、正規の職を得て、親から自立することが一番だ。そのためには、多様な職種を知ることが必要だ。その意味では、図表 3-1) の高等学校でのキャリア教育が重要になってくる。昨今、日本の学校教育の中では、小学校から「キャリア教育」が位置付けられている。しかし、それは多くの移民二世、特に、日本社会から少し距離を置いて、自分たちのコミュニティの中での情報交換しかなされない親たちの間にいると、遠い世界にある、縁のない社会に見えるかもしれない。あるいは、特に外国籍の子どもたちに起こりがちな勘違いとして、自分たちも日本人と全く同じ就職環境にあると思ってしまう、夢に見た将来の仕事に就けない、という現実にぶつかってしまうことがある。

それが国籍条項だ。

これまで、日本語学習支援に携わってきた大人たちは、日本語教育の不備を是正することに力を入れてきた。現在、高校卒業後には、正規の職に就き、「定住者」の在留資格を取得することができるようになり、職業選択の幅がこれまでよりは広がって、子どもたちは進路への関心を持つことができるようになってきた。その一方で、在留資格による雇用差別をなくすことなどには関心が向いてこなかった。

外国籍の場合、就くことができない職業に、防衛や防犯関係の仕事である自衛隊員、警察官といった職業があることには納得がいくだろうが、以下のような職業が外国籍の人々に開放されていないことには疑問が残る。ウィキペディアの「国籍条項」の説明⁽⁵¹⁾によると、32の役職では法律で明白に国籍条項が規定されているが、それ以外の職種にはそれはない。また、地方公務員法には、国籍条項はないが、第3章の職員に適用される基準として、第13条で、「すべて、国民は、」で始まるために、日本国籍であることを求められることになってしまっているようだ。これについては、3.1でも言及した日本国憲法の解釈とも関わってくる。

地方公務員である公立学校の教員については、文部科学省発行の『学制百二十年史』に「日本国籍を有しない者の教員採用」の項目で、平成4年度の教員採用選考試験より国籍条項は撤廃された⁽⁵¹⁾。大学教授にも国籍条項はない。今や、多くの外国籍の教授が国立大学も含めて全国の大学にいる。

最近になって、国籍条項緩和の動きが一部の自治体で見られるようになってきている。

たとえば、2023年度の埼玉県での保育士募集の受験案内の1ページ目に「国籍不問」が明記されている⁽⁵²⁾。

外国籍住民が町の人口の約2割を占める群馬県大泉町の町長が2023年12月26日、2025年度に採用する職員の試験から、受験資格にある国籍に関する条項を撤廃すると発表した（毎日新聞、2023.12.27）⁽⁵³⁾。

しかしながら、美容師や保育士には国籍条項がある。多文化共生の社会で、自国の言葉が通じる美容師や理容師は必要だろう。また、来日間もない親が頼れる保育士が自国の言葉を理解してくれれば、こんなに安心なことはないだろう。これには、あるいは、既存の業界の保護主義が関係しているかもしれない。筆者が以前、関係していた介護福祉士の業界で、他の職種からの転職や中高年になってからの資格取得を可能にしていた受験資格制度が撤廃されたとき、その業界の強い保護主義的姿勢を感じた。名目は「介護福祉士の資質向上のため」と言われていたが、その受験資格を得て介護福祉士のなるための勉強をしていた人たちの高い資質や介護の仕事への熱心さからは、理不尽な制度改変だと思った。その後、介護の人材不足が話題になるたび、日本の〇〇士・〇〇師業界の硬直性・閉鎖性を感じている。

このような日本社会の閉鎖性の改善に加えて、日本社会全体が、「内なる国際化」の時代を認識する必要がある。移民二世やその家族は、多様な職種があることを知る必要がある。タクシー・バス運転手の人手不足に対して、第2種運転免許試験を20言語対応とすることが報じら

れている（日本経済新聞、2023. 12. 12）⁽⁵⁴⁾。車への興味が高い南アジア出身の移民二世に朗報だろう。さらに、移民政策として同じアジア内でよく比較される韓国や移民受け入れの歴史の長い欧米の政策についての調査によって、ヒントが見つかるだろう。

《注》

- (1) 日本経済新聞、2023. 11. 20, 21, 22。
- (2) 「第2週 グレートファミリー-新たな支配者 超大国アメリカの出現」『NHK スペシャル新NHK・映像の世紀』エンタープライズ、2016. 7. 22。
- (3) <https://www.oecd-ilibrary.org/sites/b0f40584-en/1/2/4/index.html?itemId=/content/publication/b0f40584-en&csp=f32aa69b63450530407ffa5853cb88a4&itemIGO=oecd&itemContentType=book>
- (4) <https://www.moj.go.jp/isa/>
- (5) <https://www.japaneselawtranslation.go.jp/ja/laws/view/174>
- (6) https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/004/1415154_00003.htm
- (7) https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/shokan_horei/other/suishin_houritsu/index.html
- (8) https://www.mext.go.jp/content/20220324-mxt_kyokoku-000021406_02.pdf
- (9) 外国人生徒・中国帰国生徒等の高校入試を応援する有志の会 世話人会、2023. 3. 31。
- (10) 山口塁（労働政策研究・研修機構）「日本の外国人労働者と労働市場構造：これまでの整理とこれからの論点」（2022年3月）
- (11) 早稲田大学 Hilary J. Holbrow, Indiana University, Rethinking the Ethnocentric Firm’: Place of Education and Attainment Among White-Collar Migrants to Japan”の提言をもとにした議論。ペーパーの発行はない。
- (12) https://www.moj.go.jp/isa/publications/press/13_00036.html
- (13) <https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/school/japanese/>
- (14) <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000544474.pdf>
- (15) <https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/470441.pdf>
- (16) <https://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/kikokutoniti-sapo/>
- (17) https://www.2.osaka-c.ed.jp/kadomanamihaya/folder_3/post-10.html
- (18) https://www.pref.kanagawa.jp/documents/14464/jyuten_kadai_furoku_high.pdf
- (19) <https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/148395/ayatomusashi-nichi-4.pdf>
- (20) https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/administration/general/regular_meeting/2022/files/announcement20220322/04_2.pdf
- (21) <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000544474.pdf>
- (22) <https://www.pref.osaka.lg.jp/jinken-yogo/gaikokujinn/guideline.html>
- (23) https://www.pref.kanagawa.jp/documents/14464/jyuten_kadai_furoku_high.pdf
- (24) <https://www.pref.saitama.lg.jp/f2208/miryoku-26.html>
- (25) <https://www.pref.saitama.lg.jp/f2203/juuten.html>
- (26) <https://www.pref.chiba.lg.jp/kyoiku/seisaku/miryoku/koukou/3rd-plan-1st-program.html>
- (27) <https://kyoiku.pref.ibaraki.jp/gakko/compulsory-education/gakuryoku/global-leader/>
- (28) <https://www.pref.tochigi.lg.jp/m01/education/kyoikuzenpan/keikaku/documents/03teigen.pdf>
- (29) <https://www.pref.gunma.jp/uploaded/attachment/153138.pdf>
- (30) <https://www.pref.shizuoka.jp/kodomokyoiku/school/kyoiku/1003777/1003788/1003782/1031423.html> (2023. 11. 2)

- (31) <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kotogakko/0000062455.html>
- (32) <https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/35760/00000000/senryaku.pdf>
- (33) <https://www.pref.kanagawa.jp/documents/27955/871791.pdf>
- (34) <https://www.ggsaitama.jp/>
- (35) <https://www.pref.chiba.lg.jp/seisaku/sougou/aratanakeikaku.html> (2022)
- (36) <https://www.pref.ibaraki.jp/kikaku/kikaku/seisaku/kikaku1-sogo/shinkeikaku/sokeishin/r4sogokeikaku.html>
- (37) <https://www.pref.tochigi.lg.jp/b01/pref/zaiseijinji/yosan/documents/0631plantokuchou1.pdf>
- (38) <https://www.pref.gunma.jp/uploaded/attachment/158341.pdf>
- (39) <http://www.asahi.com/shimen/20221004/>
- (40) <https://siba-csc.jp/about/>
- (41) <https://www.tokyo-tsunagari.or.jp/>
- (42) <https://www2.aia.pref.aichi.jp/>
- (43) <https://www.ofix.or.jp/>
- (44) <https://www.kifjp.org/>
- (45) <https://sial.jp/ja/>
- (46) <https://www.mcic.or.jp/ja-easy/>
- (47) <https://www.ia-ibaraki.or.jp/>
- (48) <https://tia21.or.jp/>
- (49) <https://www.g-kokusai.jp/>
- (50) <http://www.sir.or.jp/multiculture/job/detail/id=507>
- (51) https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1318366.htm
- (52) <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0601/syokuin/r2hoikushi.html>
- (53) <https://mainichi.jp/articles/20231227/k00/00m/010/038000c>
- (54) 「タクシー試験 20 言語対応 第 2 種運転免許 外国人材を確保」日本経済新聞、2023. 12. 12。

Career Development of Second Generation Migrants: Policies Adapting to Internationalization inside Japanese Society

Kuniko MOCHIMARU

Abstract

Central and local governments in Japan should reconsider their policies in order to adapt to the new phase of internationalization at home, the migration age. The policies for the second generation of the migrants may have to shift from supporting not only the Japanese language and subject study but also to their carrier development. The contemporary policies are far from the ideal either at the educational committee, relevant local government sections, or at the international friendship association with longer history with foreign residents starting from their Japanese language study support. They may not notice such second generation as the precious global human resources. In stead they look toward foreign students from abroad or people overseas for globalizing Japan.

Keywords : second generation, migrants, global human resources